（契約締結時の書面の交付）

第百三十二条　準用貸金業法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融サービス仲介業者及び貸主の登録番号（貸主の登録番号の括弧書については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約にあっては、登録番号の記載を省略することができる。）

二　契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約にあっては、当該契約の契約番号その他をもって代えることができる。）

三　貸付けに関し貸主が受け取る書面（極度方式貸付けに係る契約にあっては、当該極度方式貸付けに関し貸主が受け取る書面に限り、極度方式基本契約に関し貸主が受け取る書面を除く。）の内容

四　各回の返済期日及び返済金額（極度方式貸付けに係る契約にあっては、次回の返済期日及び返済金額をもって代えることができる。）（極度方式貸付けに係る契約であって当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る将来の各回の返済期日及び返済金額を、当該契約の次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。）

五　契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容（極度方式貸付けに係る契約にあっては、準用貸金業法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

六　期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（極度方式貸付けに係る契約にあっては、準用貸金業法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

七　貸付けに係る契約にあっては、準用貸金業法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、記載を省略することができる。）

八　貸付けに係る契約について保証契約が締結されるときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約にあっては、準用貸金業法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することができる。）

九　媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約にあっては、準用貸金業法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

十　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在する場合　当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定貸金業貸付媒介紛争解決機関の名称又は商号

ロ　指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在しない場合　当該金融サービス仲介業者の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

2　準用貸金業法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（当該事項の変更の内容が同条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

一　準用貸金業法第十七条第一項第四号若しくは第七号に掲げる事項又は前項第五号若しくは第六号に掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

二　準用貸金業法第十七条第一項第五号に掲げる事項又は前項第四号（同号にあっては、極度方式貸付けに係る契約である場合を除く。）、第七号若しくは第八号（同号にあっては、新たに保証契約が締結される場合に限る。）に掲げる事項

三　媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）

3　準用貸金業法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融サービス仲介業者及び貸主の登録番号（貸主の登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

二　契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

三　極度方式基本契約に関し貸主が受け取る書面の内容

四　各回の返済期日及び返済金額の設定の方式

五　契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容

六　期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

七　貸付けに係る契約に基づく債権につき物的担保が供されるときは、当該担保の内容

八　貸付けに係る契約について保証契約が締結されるときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所

九　準用貸金業法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあっては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨

十　媒介手数料の計算の方法及びその金額

十一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在する場合　当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定貸金業貸付媒介紛争解決機関の名称又は商号

ロ　指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在しない場合　当該金融サービス仲介業者の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

4　準用貸金業法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　準用貸金業法第十七条第二項第四号若しくは第六号に掲げる事項又は前項第五号若しくは第六号に掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

二　準用貸金業法第十七条第二項第三号若しくは第五号に掲げる事項又は前項第四号、第七号若しくは第八号（同号にあっては、新たに保証契約が締結される場合に限る。）に掲げる事項

三　媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）

5　準用貸金業法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定めるときは、次のいずれかのときとする。

一　極度額（貸主が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあっては、当該下回る額又は極度額。次号において同じ。）を引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたとき。

二　極度額を引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたとき。

6　準用貸金業法第十七条第三項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　準用貸金業法第十六条の二第三項各号に掲げる事項

二　保証契約の契約年月日